

東京都児童福祉審議会 第3回専門部会 議事録

1 日時 平成16年10月7日(木) 18:00～20:03

2 場所 都庁第一本庁舎 33階 特別会議室N6

3 会議次第

<議事>

- (1) 資料説明
- (2) 論点整理(案)について
- (3) 今後の進め方について

4 出席委員

部会長 庄司順一委員

委員 大谷久雄委員、瀬戸純一委員、田辺まさ子委員、福田茂雄委員、村井美紀委員、山田昌弘委員

<臨時委員> 江川修己委員、工藤定次委員

<オブザーバー> 網野武博委員長

5 資料

- (1) 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿
 - (2) 東京都児童福祉審議会専門部会行政側名簿
 - (3) 東京都児童福祉審議会第3回専門部会 論点整理(案)
 - (4) 自立援助ホーム活動状況
 - (5) 児童相談所における相談処理状況
 - (6) 里親委託の状況
 - (7) 都における子育てに伴う経済的負担の軽減施策
 - (8) 児童養護施設退所者等に対する生活福祉資金の貸付けについて
 - (9) 生活福祉資金貸付のごあんない
 - (10) 離職者支援貸付のご案内
 - (11) 本委員会・専門部会における主な意見(自立支援に関する部分)
 - (12) 東京都児童福祉審議会 今後の審議予定(案)
- (参考資料) 児童福祉施設による里親支援のあり方の調査研究事業報告書

6 議事録(全文)

開会

○中山少子社会対策部計画課長 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきます。

本日は鈴木委員と渡辺委員のお2人から、所用のため御欠席との連絡をいただいております。それから、網野委員長と村井委員が少し遅れるということですが、その他の方々はお揃いでございます。定足数に達しておりますので、始めさせていただきます。

初めにお手元の会議資料の確認をお願いいたします。

資料1は専門部会の委員名簿でございます。資料2は行政側の名簿でございます。資料3は第3回専門部会、今回の論点整理案でございます。資料4、5、6は前回の議論の中で要求がございました資料でございます。資料4は自立援助ホームの活動状況、資料5は児童相談所における相談処理状況、資料6は里親委託の状況でございます。資料7から10までは、前回いろいろ御議論がございました経済的給付施策についての資料でございます。資料7は都における子育てに伴う経済的負担の軽減施策、資料8は児童養護施設退所者等に対する生活資金の貸付について、資料9はパンフレットでございますが、生活福祉資金貸付のご案内、資料10もパンフレットでございますが、離職者支援資金貸付のご案内でございます。資料11は、本委員会、専門部会における主な意見ということで、自立支援に関する部分を抜粋させていただいております。資料12は本審議会の今後の審議予定案でございます。参考資料といたしまして、全国社会福祉協議会が平成16年2月にまとめた、「児童福祉施設による里親支援のあり方の調査研究事業報告書」という冊子を置かせていただいております。

なお本日の議事内容につきましては、後日、東京都福祉保健局のホームページで議事録を公開する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、庄司部会長に進行をお願いいたします。

○庄司部会長 皆さん方、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、これから東京都児童福祉審議会第3回専門部会を開催させていただきます。

前回の専門部会では、里親子支援のアン基金プロジェクト副理事長の坂本さん、金子運輸株式会社代表取締役の金子さんをお招きし、里子の自立支援に関する課題、企業の立場からの就労支援の取り組みについて、具体的なお話を伺いました。お話を伺う中で、18歳以降の子どもの自立支援には、相談先の保証や経済的支援が必要であること、職場体験が、就労への取り組み姿勢や対人関係について学ぶ有効な機会であることなどが見えてきたかと思っております。

これまで2回にわたりヒアリングを行ってきましたが、本日からはいよいよ「中間のまとめ」の作成に向けた作業を進めていくこととなります。先ほど資料の説明がりましたが、本日はこれまで部会の中で出された様々な御意見に基づいて、事務局で論点整理案を資料

3としてまとめていただいております。また、前回の専門部会の際に事務局にお願いした資料も用意していただいております。まず、事務局からこれらの資料について説明を受け、意見交換を行い、次いで今後の進め方について改めて確認をしていきたいと思っております。

それでは、事務局からお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、順次資料のご説明をさせていただきます。

まず資料11を御覧ください。これまでの本委員会、専門部会における主な意見を、自立支援に関する部分ということで、皆様方の御発言の趣旨を、項目ごとに私どものほうで整理をさせていただいているものでございます。前回の御意見が加わっておりますので、その部分だけ御紹介いたします。

1ページ目の自立を考える視点、自立とは何かという項目のところでは、子どもたちの心の傷が回復したときに自立ある、それから、里親養育に究極に求められるものは、子ども1人だけを自立させればいいのではなく、自分たちの仲間とともに、よりよく生きていけるようにしていこうという芽を養わせることといった意見がございました。

2ページ目の自立支援の方向性、基本的考え方のところでは、下の○2つが、前回御意見として承りましたものでございます。長くなりますので、説明は省略させていただきます。就労支援の項目では、下の3つの○が、前回御意見をいただいた部分です。

3ページ目の乳幼児期からの育ち、これは下の7つが前回のご意見でございます。次の子育て支援の項目は、下の3つが前回の意見でございます。

次のアフターケア、相談援助の項目では、そのページの一番下の○と、4ページの○全部が前回の御意見でございます。次の生活の支援（経済的支援）のはすべて前回の御意見でございます。

5ページ目、項目としましては地域の受け入れ体制というところですが、上2つが前回の御意見でございます。

これからの社会的養護のあり方の、児童養護施設の項目は、このページの下3つが前回のご意見でございます。

6ページ目では、里親制度の項目の下3つが前回の御意見でございます。以上、参考にしていただきたいと思います。

事務局として前回、論点整理の案をお示しましたが、それにこれらの御意見を加えて再整理をしたものが資料3でございます。簡単に御説明いたします。

大きな項目としましては、1番の子どもの自立とは何かということと、2番の社会的養護における自立支援という整理の仕方をしてございます。

1番の子どもの自立は何か。これは前回と同じでございます。

2番目の社会的養護における自立支援のところでは、視点と現状、問題意識という区分けをしてございます。視点としては、(1)社会的養護の基本的考え方、(2)自立支援に必要なこと、(3)アフターケア、この言葉は前回も適切かどうかという御意見もございました

が、ここではアフターケアという言葉で整理をさせていただいております。それから（４）これからの社会的養護のあり方という分類でございます。

（１）の社会的養護の基本考え方。現状としましては①、②、③とございます。①虐待等により家庭で暮らせない子どもが増えている。②社会的養護のもとに育つ子どもの親に対するケア、親子再統合の取り組みが不十分。③家庭に戻せないまま１８歳を迎える子どもの自立が難しい。問題意識としましては、それぞれ記載のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

（２）の自立支援に必要なことでは、さらに、ア 心理的な支援、イ 就労の支援、ウ 乳幼児期からの育ちの支援と、項目をわけております。現状としましては、アについては、長期に被虐待環境に放置されていた児童や非行児童、情緒障害、知的障害、ADHDなどの問題を抱える子どもが増加している。イ 就労の支援では、就職して施設を退園後、職場不調などにより転職を繰り返す者が多い。社会的養護のもとにある子どもに就労体験の場を提供する企業が少なく、子どもの選択の余地が少ない。ウの乳幼児期からの育ちの支援では、集団生活で育つために、生活のスキルを身につけることが難しい。問題意識につきましては、御覧いただきたいと存じます。

（３）アフターケア、こちらもア、イ、ウとさらに項目を分けてございます。ア 相談、イ 経済的支援、ウ 地域での受け入れ体制の整備ということです。

現状としましては、アの相談では、措置解除後の１８歳以上児が、失業などで困ったときに相談する先がない。イの経済的支援としましては、サラ金に手を出し、ホームレス等になってしまう子どもがいる。養護施設に育った子どもには一定程度１８歳以降の進学道が開かれてきたが、里親のもとで育った子どもにはまだ不十分である。アパートを借りたり就職するとき、お金を借りるときなどに保証人が必要だが、社会的養護のもとに育った子どもは保証人を見つけることが困難である。ウ 地域での受け入れ体制の整備では、地域の中に社会的養護のもとに育つ子どもへの偏見がある、施設退所後の子どもが孤立しがちである、非行等の問題がある子どもの再犯率が高いという現状があります。

（４）これからの社会的養護のあり方ですが、これもア １８歳を越えての支援、イ 家庭的養護の推進、ウ 施設の役割と３つにわけてございます。

現状としましては、アでは、社会状況が厳しい中、１８歳であとは自立してくれという制度は、今の社会状況に合っていない。虐待の回復には時間がかかるし、年齢制限はない。イの項目では、対人関係の持ち方がわからず、社会性に乏しく、自立が難しい子どもがいる。施設（本園）での集団生活では、個々の子どもと職員とのコミュニケーションが不足しがちであり、地域との交流にも限界がある。里親が不足している。里親に対する支援が不足している。ウの施設の役割では、処遇困難な児童が増加している。施設と里親、グループホームの連携が不十分。閉じこもってしまいがちな家庭の問題を発見しにくい。

以上のように現状として整理してございます。それぞれの問題意識は御覧のとおりでございます。

続きまして資料4でございますが、こちらは前回お示しいたしました自立援助ホーム活動状況の中で、(2)の相談件数に対する入所・非入所状況の、その他の欄の理由はどのようなものかということで御質問いただきましたので、その内訳を平成13年から15年度まで示しております。

非入所の理由のその他の内訳ということですが、相談助言にとどまったというのがかなりの割合でございます。あとは他県の児童、そもそも対象外であった、あるいはその後の連絡がなくなった、次年度に入所となったというようなものがございます。

資料5の①は、平成15年度の、都が所管するすべての児童相談所における相談処理状況でございます。原則として、処遇会議により処遇を決定した時点に基づいて件数を計上しております。合計で言いますと、前年度未処理で繰り越した件数が1,862件、平成15年度に新たに受理をした件数が29,908件、そのうち28,861件の相談を処理しております。その処理の内訳がそれぞれ出ておりますが、訓戒・誓約、児童福祉司指導、福祉事務所送致または通知、児童委員指導、里親・保護受託者への委託、児童福祉施設に入所あるいは通所、その他関係機関へつながったものがございます。それから、面接指導で助言指導にとどまったもの、あるいは継続指導となったもの、他の機関に斡旋をしたもの、その他は、これらの分類に入らないものという形で提示させていただいています。年度末の未処理件数は、平成15年度は合計2,909件で、翌年度に繰り越しという形になります。

②の養護相談内容別処理状況ですが、①の養護相談、・・・被虐待相談とその他の相談となっておりますが、この処理件数の合計数が、②の15年度合計と一致いたします。平成15年度は合計5,345件で、それぞれ内訳を示してございます。被虐待の相談のほか、家出、死亡、離婚、傷病、出産、就労、拘置・拘留、家庭環境などの養育困難相談、その他の相談とございますが、その他の相談は、他の機関からの問い合わせであるとか、この分類に入らないような相談が幾つかあるということで、整理をさせていただいております。

資料6は、里親委託の状況ということで、平成6年度から15年度までのデータを掲げさせていただきます。

①は年度別の養育家庭委託・解除・登録の状況です。里親の委託と解除の状況として、新規委託の里親の件数、解除した里親の件数、年度末の委託里親数というのが出ております。それから、新規委託をした児童の人数、解除した児童の人数、年度末の委託児童数が出ておりました。平成15年度末ではちょうど300人の児童が委託されております。括弧内はファミリーホームという形態で委託をしている児童数です。その下の欄では、新規登録した里親数と取り消しをした数、年度末の登録数ということで、それぞれ年度別の状況を載せてございます。

②の年度別養育家庭委託解除理由別内訳は、養育家庭への委託を解除をしたものの理由ごとに件数を掲げてございます。養子縁組が成り立ったケースがそれぞれの年度で1件から3件あります。ほかの理由としましては、児童が18歳に達した、就職をした、措置変更を行ったなどがございます。

③は年度別の養子縁組里親の委託・解除・登録の状況でございます。里親、児童それぞれの新規委託と解除の件数、年度末の委託数を掲げております。登録状況も同じように整理をさせていただきます。

④は養子縁組里親の委託解除をした件数を、年度別、理由別に掲げたものです。養子縁組里親でございますので、養子縁組につながったものが圧倒的に多くなっております。ほかに、満年齢に達して解除になったケース、あるいは措置変更となったケース等がございます。

資料7は、都における子育てに伴う経済負担の軽減策ということで、主なものを事務局のほうで整理させていただいたものでございます。国の制度、それに加えた都の制度、都の単独制度といったもののほか、区市町村が独自に行っているような経済的支援施策というものもありますが、今回は、国と都の制度の主なものを掲げさせていただきます。

ざっと御説明いたします。1番目は児童手当、国の制度です。小学校3年までの児童を養育している人に手当を支給するもので、所得制限がございますが、月額で第1子、第2子は5,000円、第3子以降が1万円というものです。

次は児童育成手当、これは都の単独制度で、障害手当と育成手当に分かれております。障害手当は、御覧のような障害がある方に支給するというもので、月額1万5,500円、これは所得制限がございます。育成手当は、ひとり親家庭、これは母子家庭及び父子家庭、どちらも支給するという都単独の制度でございます。月額1万3,500円です。

次の児童扶養手当は国の制度でございますが、母子家庭の児童を養育している人に支給するもので、所得制限がございます。手当て額は所得に応じ異なります。

次は特別児童扶養手当、これも国制度でございますが、心身障害児を監護している人に支給ということで、所得制限があります。

次の障害児福祉手当も国制度ですが、20歳未満で御覧のような障害がある人に支給されるものです。

一番下の乳幼児医療費助成、これは都の制度でございますが、乳幼児（小学校就学前）にかかる医療費の一部を助成するものです。自己負担分を助成するわけですが、所得制限がございます。

2ページ目のひとり親家庭医療費助成、これも都の単独事業ですが、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成するもので、所得制限がございます。

心身障害者（児）医療費助成制度、これも都の単独事業として、御覧のような障害の方に対し、医療費の一部を助成するというもので、所得制限がございます。

入院助産、これは国制度ですが、出産に当たって、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病産院または助産所に入院できない妊産婦を対象に、その費用を助成するものです。

小児慢性疾患医療費助成、これは国と都の、両方から財源が出ているんですが、悪性新生物、慢性腎疾患、糖尿病などの特定の病気にかかっている18歳未満の児童に対し、医療費の一部を助成する制度でございます。

小児精神障害者入院医療費助成、これは都の制度でございます。精神障害で入院医療を要する疾病にかかっている18歳未満の児童に対し、入院医療費の一部を助成するものです。

大気汚染に係る医療費助成、これも都の制度ですが、大気汚染の影響を受けると推定される病気にかかっている児童に対し、医療費の一部を助成するものです。

未熟児養育医療給付、これは国の制度ですが、未熟児で養育を受ける必要があると認められたものに対し、指定医療機関において医療の給付を行うというものです。

3ページに移りますが、身体に障害のある児の育成医療給付、これも国制度でございます。身体に障害があるか、現にある疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童に対し、必要な医療を給付するというものです。

次の、結核に罹患している児の療育給付、これも国制度でございます。医療費の助成は以上でございます。

次は、経常費補助等の私学助成ということで、国と都の両方の制度がございます。私立学校を設置する学校法人等に対して、経常費及び運営費の一部を補助するというものです。

私立学校の保護者負担軽減に関する助成、これも国と都の両制度がございます。保護者の経済的負担の軽減、奨学等を目的として、保護者に補助または貸付を行います。例として、私立高等学校等特別奨学金補助というものを示させていただいております。

育英資金貸付、こちらは都の制度ですが、勉学意欲がありながら、経済的理由により高等学校、専修学校等での修学が困難な者に対して修学資金の貸付を行います。学校の別、国公立あるいは私立別で、それぞれ貸付金額が決まっております。

4ページの母子福祉資金、これは国の制度ですが、母子家庭に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図るとともに、扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金をはじめとする各種の資金の貸付を行うというものです。様々な貸付の区分がございますが、限度額を例示しております。

資料8は、児童養護施設退所者等に対する生活福祉資金の貸付についての資料でございます。資料9がその生活福祉資金の貸付の御案内のパフレットとなっております。これは、所得の少ない世帯、あるいは障害者や介護を要する高齢者の世帯に対する貸付の制度で、児童養護施設退所者に対する貸付ももちろんできるんですが、未成年者に対しては、貸付契約の締結に当たり、親権者等の同意が必要になります。しかし、児童養護施設の退所者や、里親委託を解除された者は、親権者等の支援が期待できないため、制度を利用しにくかったという実態がございます。そこで、親権者等の同意が得られない場合には、児童養護施設等の長又は里親の意見書等で借入れができるように制度が改正されました。この8月1日からこのような適用がなされております。資料10は、生活福祉資金の中の離職者支援資金貸付についての御案内のパフレットです。

以上、駆け足で申しわけございませんが、資料の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○庄司部会長 ありがとうございます。資料3の論点整理も含め、今回用意していただいた資料について御説明をいただきました。

この専門部会、今期は子どもたちの自立支援について検討しているわけですが、今年度は、社会的養護のもとに育つ子どもたちの自立支援ということで検討を進めています。後でこの論点整理案に基づいて、社会的養護のもとに育つ子どもたちの自立支援について意見を交換したいと思います。まず、資料3、資料11以外の、資料4から10までについて何か御質問がございましたら承りたいと思います。どうぞ。

○山田委員 資料6についてお伺いしたいんですが、②の、年度別養育家庭委託解除理由別内訳で、その他が過半数を占めているという、こういう統計はあまり意味がないのですが、どういうものが含まれているのでしょうか。

○平山少子社会対策部育成支援課長 詳しく調べまして、また御報告させていただきます。

○山田委員 もしかしたらそのままいなくなっちゃうとかでしょうか。

○庄司部会長 いや、これは多分家庭復帰したというのが多いと思います。養育家庭はある期間養育するものですので、多分この大部分は家庭復帰ではないかなと思いますが、次回調べて資料を出していただきたいと思います。それから、資料は、できるだけその他の数字が多くならないようにしていただいたほうが、スムーズにいくかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○大谷委員 あまり事情がわかっていなくてこういう御質問をして申しわけないんですが、資料6の①を見ると、里親の平成15年の年度末委託数は195、委託児童は300、その一方で、年度末の里親登録数は339ということですが、ここの数を埋めるのは難しいということでしょうか。以前のこの会議で、やはり里親のもとで養護されるのが一番いいというお話を伺ったように思うんですが、少しまだ余裕があるというとおかしいのかもしれませんが、こういう部分というのはなかなかスムーズにいくものではないという理解になりますでしょうか。

○庄司部会長 平成15年度を見ると、年度末の里親登録数が339家庭ある。そのうち195の家庭に子どもが委託されている。その子どもの数が300人である。だから、委託されている家庭には2人ぐらいの子どもが行っていることもかなりあるわけですね。もちろん339あるわけですから、すべての家庭に委託すればいいということになりますが、里親家庭の状況、子どもの状況を見て、適切な里親さんのところに、それに合った子どもを、マッチングといいますか、適合する子どもを委託するということです。これだと195ですか

ら、6割ぐらいになっているんですかね。ほんとうは里親さんがたくさんいて、その子にふさわしいところを選べればいいわけで、おおむね妥当な数ではないかと思うんですけれども。何か補足することはありますでしょうか。

○平山少子社会対策部育成支援課長 339から195を引いた残りは未委託家庭ということでございますけれども、今、先生がおっしゃられていましたように、里親家庭が希望する子どもの状況と、実際、施設などにいる子どもの状況がうまく合わないということもございまして、未委託となっております。

○庄司部会長 全国レベルで言うと、里親さんのうちの4分の1程度しか子どもが委託されていないんですね。それを考えると、東京都の場合はかなり高いと言えらると思います。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○江川委員 前回も指摘したことだと思うんですけれども、資料4の自立援助ホームの活動状況で、(2)の一番右の入所率という言葉は、一つ間違えると平生の入所率というふうに間違えられると思います。これは、相談件数に対して入所した数の率ということです。例えば平成13年度でみれば、相談件数が300あったうち、入所した件数が72なので、300分の72ということになりますか。入所率という言葉は、一つ間違えると在籍率みたいに思われますので、工夫をお願いしたいと思います。自立援助ホームは、実際には大体90%ぐらいは在籍しているのです。

○庄司部会長 もう施設はいっぱいな状況にあるわけですよ。

○江川委員 そうです。それで、空きがないからという理由で断ることがかなり多いのです。

○庄司部会長 これだけ見ると、自立援助ホームはがらがらではないかというふうに思われかねませんので、ちょっと表現の工夫をお願いします。

○中山少子社会対策部計画課長 大変失礼いたしました。これは私どもも整理をし忘れまして、こういう表現だと誤解を招きますので、適正な言葉で整理をし直します。

○庄司部会長 ほかにいかがでしょうか。都における子育てに伴う経済的負担の軽減施策、こういった形に整理していただくとすごくわかりやすいですし、いろいろな施策があると思うんですけれども、なかなかこういった一覧で見ることがないので、非常に助かりました。それではよろしいでしょうか。どうぞ。

○福田委員 資料6の③の年度別養子縁組里親委託・解除・登録状況ですが、すなわちこれが養子縁組の数という理解になるんですか。要するに養子縁組がどのくらいなされているかというのを知りたいのですが、この③がその数字だということになるんですか。

○平山少子社会対策部育成支援課長 ④のところに養子縁組の数が出ておりますが、これは、東京都の児童相談所がかかわった養子縁組の数です。一般に民間同士でやっていただいているものは、ここには反映されておられません。

○庄司部会長 ただ、③の新規委託児童、これは養子縁組里親に委託された児童の数で、順調にいけば養子縁組をすることになるとお思いますので、およそそういう数かなと思います。④は養子縁組によって里親委託を解除した児童の数ですね。いわゆる未成年の、こういう里親に委託されるような形の養子縁組は、児童相談所を通さなくてもできるんですか。児童相談所を通さなくても、家庭裁判所でいいわけですね。その数は児童相談所では把握できていないんですね。

○平山少子社会対策部育成支援課長 それはできません。

○庄司部会長 この資料は、養子縁組里親を希望して登録した方の場合ということになりますね。

○福田委員 児童施設から養子縁組へ何歳から措置変更されているかを知りたいのですが、そのような数字は追うことができるのでしょうか。

○平山少子社会対策部育成支援課長 今日は手元にございませんが、後日出させていただきますと思います。

○福田委員 なぜこういうことをたずねるかといいますと、児童施設から養子縁組に措置変更された当事者から話を伺う機会があって、“私はふさわしくなかった。あのXXXさんだったらうまくいったと思うよ”と聞いたことがあります。児童施設に3年いて措置変更で養子縁組に行ったのですが、その際、その養子縁組が、当事者が児童養護施設にいたのを知られたくないというので、その児童の持ち物を児童施設から持ち出すこともできず養子縁組に行ったのですね。ところが気に入られず、もっと長くいるべきであったのが途中で養子縁組を解除されて、結婚を早めにしたということです。

その意味で、児童施設から養子縁組へ変更した後の追跡動向調査があれば、その後うまくいったときといかなかったときの資料として活用できるのではないかということです。

○庄司部会長 ありがとうございます。その件に関しては、確か網野先生が宮本先生と御研究なさったのがありますよね。そういった資料も次回お渡しするようにします。

養子縁組は、原則として低年齢の子どもが多いとは思いますが、中には養子縁組しても不調になってしまう子どももいます。大事な御指摘だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○田辺委員 資料7の中の1ページの一番下にあります乳幼児医療費助成なんですけれども、子育てをしているお母さんたちから大変評判いいのが、この医療費助成なんです。この東京都の制度のほかに各市町村独自のものもありまして、子育てをしている方たちから、ちょっと熱が出て、具合が悪くても、安心して病院にかかれるという声をたくさん聞きます。それを御報告させていただきます。

○庄司部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、資料4から10まで検討、説明、質疑を行ったということで、この後の時間、資料3に基づいて、または資料11を参照していきながら、論点整理に向けての検討をしたいと思います。

今後の予定を少しお話ししておく、次回以降、もう少し小グループの企画起草委員会を設けて、この論点整理について詰めていくということを考えています。それがまとまったところで、またこの専門部会にお諮りをするということになりますが、そういった意味で、この後の議論の詰めに参考になるように、今日は幅広く社会的養護のもとにいる子どもの自立支援の課題について御意見をいただければと思います。

資料3の1に子どもの自立とは何か、2に社会的養護における自立支援というふうに整理していただいておりますが、2は割合具体的なことにかかわる問題です。1の子どもの自立とは何か、このことについて、本委員会でしたか、自立について考えてほしいという御意見もありましたので、漠然としているといえば漠然としている面もありますが、まず、子どもの自立をどう考えるかということについて、意見をいただければと思います。

○工藤委員 初歩的なことをちょっと専門の方にお聞きしたいと思っておりますが、一般的に言うと、子育てというのはどこからどこまでを言うのか。これは里親でも何でもそうだと思うんですが、年齢が高くなっても、自立しないとか、不安を抱えているとか、いろいろなものがありますよね。基本的に、子育て支援とか子育てという概念は、どこまでの年齢をさすのかと。

僕は何十人かの親とこの前宴会をやって話していたんだけど、親として、子育てというのは一体いつまでだと聞くと、それは自立するまでだろうと、こうくるわけですよ。自立って何歳だというと、およそ人生計画上で言えば、大体20歳から22歳までということを考えている。でも、現実にはそうはいかない部分も多い。ですから、僕がこういう論議をし

ているときに、皆さんが子育てという概念をどこまでのスパンで考えているのかということをお聞きしたいんです。

○庄司部会長 という問いかけがありました、いかがでしょうか。

○福田委員 今の質問の背景は、親が子どもを育てなくてはならないことを指しているのでしょうか。

○工藤委員 親から見なのか、子から見なのかという問題、あるいは子どもの育ちを見るのかとか、いろいろな側面で考えられると思うんですね。私としては別にそれほど限定した意味ではなくて、どういう考え方をもとにして、子育てということについて論議がなされているのかとか、あるいはいろいろな施策がなされているのかということをお聞きしたいだけなんです。

例えば子育て支援というと、子どもが小さいときのお母さんたちの子育てを支援するものというのは、およそほとんど母親支援だなと思うような側面がありますよね。子どもを支援していく場合はどうなのか、あるいは親に対して、もう少しメンタル的なものも含めながら、行動様式あるいはいろいろなものを考えた場合の支援というのはどうなのか。ここで話されているような子育てというのは、一体皆さんどういうところで一致しているのかなというのをちょっとお聞きしたかったわけです。

○福田委員 私の考えでは二つに分けたほうが良いと思います。一つは子どもが生まれました。そこから親の子育てが始まると思います。ところが児童施設の場合、ある日突然、乳児院・児童施設へ入所するんですね。そこで子育ての概念がまるっきり変わってきます。その辺を私たちはテーマとして話しているのではないかと思うのですが・・・その辺に焦点を絞って話したほうが良いかなという気がするのです。いかがでしょうか。

○工藤委員 皆さんの意見が聞きたいです。

○庄司部会長 いろいろな意見が聞きたいということですので、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

○江川委員 自立援助ホームは中卒以上の青少年たちを援助しています。子育てはしていないというのがいつもの言い方で、私は中学卒業までは子育てと呼んでもいいけれども、その以降については自己決定権のある青少年に対する支援もしくは援助というふうに考えているので、工藤さんの質問に対しては、私は中卒までと考えております。

○庄司部会長 育ちを支援するのは子育てではないんですか。子どもの育ちを支援するというふうに考えると、子どもの育ちというのは、ずっといきますよね。例えば成熟するまでみたいな形で、18とか、20とか、22とか。中学で切るというのは、子どもの育ちというよりも、親の育てという感じでしょうか。

○江川委員 もうちょっと専門的なのか、私たちが子どもとかかわっていることは、職員であるとか、かかわる側が、効果があまりないなと思い始める年齢という意味では、今でも中卒のターニングポイントはあると思っています。例えばそれは、15歳を過ぎると、酒、たばこを飲む子どもも出てきます。20歳という日本の法律は実際には嘘ですからね。現実には15歳を過ぎて、酒、たばこを飲むような年齢になったときに、いわゆる教育とか養育とか、そういうものの効果は、私は実践としてあまりないなと。そうしたらあとは支援しかないなと考えているんですが、その辺で育ちというのとちょっと考え方が違うかと思っています。

○庄司部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○山田委員 私の意見というよりも、研究所の問題と国際比較と私の意見と3つまざった形で述べさせていただきますと、親の責任が及ぶ年齢というのと、自立の年齢というものの乖離が起こっているというのが今の状況というか、あらゆる先進国で起きている状況だと思うわけですね。

つまりイギリスなどでは16歳で自立して社会に出ていく。アメリカでも18歳、高校卒業とともに、大学に行く人も、もちろん完全に自立しているわけではないけれども、親の責任から離れて社会に出ていく。そういう形で、イギリス、アメリカ等は、親の子育ての責任といたら16とか18とか、そういう年齢までということになっている。

ただ、日本だけではなくて、アメリカであろうが、イギリスであろうが、ドイツであろうが、16、18では自立できないというか、自分の仕事で食べていくことができなくなっている、もしくは奨学金等でできなくなっている。そのときに、自立可能年齢が延びるとともに、親の責任年齢も延ばしてくるという形で進んだのが日本の状況ですね。

しかし欧米というか、アングロサクソン系では、親の責任年齢は延びずに、その部分を社会で埋めようという立場をとってきたと。それがイギリス、アメリカ等、ヨーロッパの立場だと思いますね。

自立可能年齢がどんどん遅くなっているときに、親の責任年齢をどうするとか、親の能力もありますし、さらには格差も、・・私はパラサイトシングル論で何度も言っていますけれども、パラサイトできる親とできない親との格差もありますし、その辺をどうするかというのが、今度ここで議論されなくてはいけないのではないかと思っております。

最近の例だと、子どもが熱を出したとって大学の受講票を持ってくる親も出始めてい

るんですね。学芸大だけではなくて、各大学でそこら辺まで出始めているということが果たしていいのかどうかというのは議論されるべきだとは思いますが、でも、そういう親が出てきちゃっているということ、30の引きこもり、40の家庭内暴力というケースもあります。追い出さない親がいるという状況下で、このギャップをどうするかというのは、多分ここで議論すべき問題だと。

○工藤委員 実はそれは重要なポイントで、今言ったような成長の期間が延びているというものを、親に転嫁し得る人間はいいけれども、転嫁し得ない人間が一体どういう形で育て上げられるのかというときに、社会がどういう形でどこまで責任を持って育て上げるのかということは、重要な課題だと思うんですよ。

ここの部分に切り込まないと、例えば養護施設であろうと、里親であろうと、また一般的な、これから子育てをしていこうとする親御さんに対して、安心して子育てというもの、あるいは育むということができるとかという問題を考えていっていないんじゃないかと思うんですね。そこに関して、いつまでが子育てなのかという形で本来は言ったつもりなんです。ここは重要な課題なんですよ。

社会的責任と親の責任、日本ではすごくごまかされてきていて、子育てが延びようと何しよう、親がそこで養育をしているということが、責任として、あるいは課題として押しつけられてきた側面がありますけれども、今後の社会は、親に押しつけても、親が育てられないという構造が出てきているということをもっと認識しないといけないと思うんですね。

そのときにどういう対応策をとっていくのかという。すなわちどれぐらいまでが親の養育なのか、あるいは社会全体は何歳まで育てるのか、あるいは何歳からは社会的責任というのを負うのかという問題で考えていただきたいということでは言いました。

○庄司部会長 ありがとうございます。興味深く、またほんとうに大事なポイントかなと思います。子ども自身の自立可能性ということと、それから親の責任、あるいは社会の責任、こういったことを考えていかなければならないということでしたけれども、村井委員、何かございますでしょうか。

○村井委員 また極端なことを言って皆さんたちにあきれられるのを覚悟で申し上げますと、自立の時期というのは死ぬまであって、よりよく自立して死ぬという考え方も一方ではあるわけです。もう一つの極端な例は、本人が育まれる立場から、育むという立場、親になるまでの支援というのが必要なかなと思ったりもしますけれども。

この委員会で考えなければいけない自立というのは、社会的に自立していくということですね。今、工藤委員のおっしゃった問題に対して私がぼーっと考えていたのは、自立の発展段階ってありますよね。エリクソンとか、ハビガーストとかが言っていた青年期における自立と、それを親だけに負わせるのか、それとも社会がどのようにかんでいくのかという

ところの整理がつかないと。親がずっと見なきゃいけないのかとか、もうそろそろいい加減にしたどうかというときの、そのいい加減というのは、親だけが自立支援を行うのではなくて、社会の中で育てていくというところにきちんと当人を位置づけるという意味で、いい加減に親離れしろとか、親は離せと言っているんじゃないかと思うんですね。

そういう意味では、この委員会でどの段階の自立の問題を検討するのかということ整理すると、工藤委員の質問に答えられることにならないかなと思っているんですね。自立援助ホームの、あるいは児童養護施設の自立の課題と、乳幼児を抱えた親への自立支援と、確かにレベルが違うというのは、それは自立の段階がきちんと整理できれば整理できないかなと、ちょっとあやふやな意見ですけれども、そんなことを今ぼーっと考えておりました。

○庄司部会長 網野委員長はオブザーバーというお立場ですけれども、社会的な自立、社会はどうかかわっていくか、非常にこの問題のポイントになるような議論がなされていますが、何かございますでしょうか。

○網野委員長 済みません、途中から出席になりましたが、今工藤委員が問題提起されているような、子育てというものに非常にこだわられる背景が先ほど説明がありまして、ちょうどいろいろ委員の皆さんがお話しされていることの共通点といいますか、それは何だろうかということが、結局ここで議論されることだと思います。私たちが自立という言葉を使うときに、もう一つの側の依存といいますか、依存していると子どもたち自身は思っていない場合が多いわけですけれども、どうしても保護を必要とする部分がどこかである限りは、子育てが必要というふうに私は受けとめていたんですね。

ですから、確か私、最初のこの専門部会の際の最後に発言を求められたときに触れたかと思うんですが、ほんとうに人間の自立というのはいつからかというのは古くからいろいろ議論されていたようです。例えば日本のことわざで言うと、七つまでは神の子とか、あるいは七つになるとのぼりは立たない、つまり鯉のぼりは立たないようにする。例えば一つのポイントで言うと、どうも今の小学校1年生ぐらいから当てはまるんでしょうか、その時期は重要な一つの自立の時期にあると思いますね。それは保護を必要とする部分がそれまでの乳幼児期とかなり違っている。その違っているのは何かというと、どこかで自分が判断できたり、人と関係を持ったりということで、全く子どもは意識していないけれども、自己決定、自己責任じゃないけど、そのような方向がある程度見えてくる。

そうすると、子育てというときに、そのようなことを尊重して、施設でも、里親でも、あるいは言うまでもなく親でも、地域でも、社会でも、考えていくと、ここまで干渉しないほうがいいのではないかという部分が少しずつ減ってくるようなこと、これが依存から自立へという部分での大きな流れだと思いますし、村井先生がおっしゃられたように、確かに一生涯自立のプロセスですよ。

時には、我々こんな大の大人と言われていても、ものすごく依存を必要とするときもある

し、あまりにも心理的に依存するということだって、大人になってもありますよね。そのような意味で言えば、大人だって保護を必要とする部分はあるし、乳幼児期はとりわけ保護を必要とするけれども、でもひょっとしたら赤ちゃんのころからもう身体的自立は始まっているので、そこにも一生懸命関心を持てば、乳児院であろうと、児童養護施設であろうと、やはりかかわり方が少し違って来るかもしれない。

そうすると、さあ、ここが自立だから、それまで責任を持ちましょう、これは親ですよとか、これはしっかり公的保護をしなくてはというだけではない、子どもに沿うというんですかね、そういうプロセスが全部かかわると思います。

そういう意味では、結論から言うと、ほんとうに自立というのをここまでがどうの、ここから自立と言うということは言えない。どちらかという、依存を求めている、保護を必要としているときにしっかり責任を持つということかと思えます。

特に工藤委員や江川委員が、思春期、青年期、成人期にかけての様々な複雑な様相に日々接しておられるときに、依存を求めている部分にどう対応しているのか。そのあたりがここで考えている子どもたちの自立支援でも深くかかわるでしょうし、乳幼児期に、例えば乳児院とか児童養護施設、里親さんがかかわっている、非常に単純に見えながら、しかし子どもがものすごく自立しようとしている、育てているという部分に目を注ぐこともやはり自立支援だと、そういうふうにはしか申し上げられません。

○庄司部会長 それぞれの意見を簡単にまとめることは難しいし、適当ではないと思いますが、子どもの育ちというのがあって、乳幼児期から自立に向けての、あるいは自立の一部をあらわすような側面は見られるし、また、生涯にわたって保護や依存を求める気持ちが残っていくということもあると思います。目につくところでは、一般に言う自立していく時期が高くなっている。そういったときに、親はどこまでかかわるのか、あるいは社会の責任をどう組み込んでいくのかということがあるわけですから。

○工藤委員 施策として、年齢が区切られるという問題とか、措置が停止されるということは現実ですよ。

○庄司部会長 そうですね。

○工藤委員 それが現実であるならば、合理的であり、なおかつ必要であるという根拠性というのがなければならぬと思うんですね、基本的に言いますと。最終的にはその議論をしない限り、施策であるとか方向性というのは見出せない。今話しているのは、諸施設であるとか諸施策におけるお子さんに対してというのが主題であるのであれば、そこをはっきりしていただかないと、措置そのものはここで打ち切りますでもいいんですけども、打ち切るところに関しての根拠は何であるのかということは指し示していただかないと。

今聞いていますと、いつの年齢なのかととてもじゃないけど想像するにはちょっと難しいんですが、その辺をはっきりしたことを言っていたらとありがたいですよ。

○庄司部会長 自立の発達のプロセスみたいなことと、現実に行われている施策として、児童福祉法では18歳ですし、児童養護施設は原則として18歳で出ないといけない、里親のもとでも離れる、そういう現実があるわけですよ。ただそういった18歳という年齢で社会の中に巣立っていくことは困難だというのが、施設を出た子どもたちからも見えるし、日本で育っている子どもたちも、今、18で自立していけるとは思えない、そういった現実があるわけです。そういった現実の根拠を示せということですけども、18歳になったのは、身体的な成熟、精神的な成熟ということをも多分想定して考えられたんだろうと思います。

ただ、そこでもし児童福祉法で対応できないならば、青少年法と青少年福祉法とか、そういった仕組みを考える必要があるのかもしれない。この部会でどこまでいくかわかりませんが、15とか、18とか、そういった年齢で施設というある程度保護されたところから社会に出されかねないといった子どもたちを、今年度のところは想定して、それへの支援というのがどういったことが必要なのか、そういったことを考えていっているつもりではあるんですけども。

ほかの委員、いかがでしょうか。どうぞ。

○瀬戸委員 18歳というのは現実の一つの区切りになっているわけですね。この施設の問題だけじゃなくて、少年法とかいろいろな問題で、便宜的なんだろうけれども、そこで区切られているという現実がある。私たちがこれまで話してきたことをこのテーマに沿って言うと、私の理解では、18歳というもので区切られるものではないのではないかと。いろいろなところで、例えば虐待の問題でも、里親の問題でも、引きこもりの問題でも、18歳を過ぎてから、それはどうしてそうなったのかはいろいろな原因があるんでしょうけれども、時代が相当変わってきているという背景もあって、18歳で区切るわけにはなかなかいかないようになっている。

ですから、これから出す提言の中の主要な柱として、今の制度にある18歳というものを越えて何かできるのか、何をすべきなのかということと話していくべきではないかと、これまでの実際にヒアリングで来られた方の意見なんかを聞いてもそういうふうに思うわけですね。

私は聞いていてそういう思いを深くして、必死になるべきだと思うんですけども、一方で世間では、自己責任とか、あるいは小さな政府とか、そういう形でのものを求める考え方というのも相当強くあるということもまた現実だと思っています。ですから、これから考えていく上で、18歳以降についても何らかのことをやらなきゃいけない時代になったんだということを使う場合には、今までヒアリングした、現場で実際にそういうことを経験されている方のお話なんかも十分入れて、そういうのが必要なんだということ、説得力を持つ

ような形で入れていかなければいけないんじゃないかなと。そうじゃないとなかなか理解されにくいところもあるんじゃないかと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。どうぞ。

○村井委員 今の議論の中で、この社会的養護のもとに育つという意味をきちんと強調していただきたいと思うんですね。つまり社会一般の中で自立の時期がどういうふうに変化してきているのかということプラス、社会的養護を必要としている子どもたちが、社会的養護をきちんと受けられる以前に、発達課題をきちんとこなしてきているか。つまり発達権を保障されてすくすくと育ってきていても、社会の中では今自立の時期が延びているという状況の中で、一般に合わせようではなくて、ハイリスクの子どもたちに対して、社会がどう責任を持っていくのか。それは親に責任を求めるだけではもう済まないぞという認識でこの部会はできているんだと思うんですね。

そうすると、社会的養護という状況の中で育てられる以前の、負の遺産を背負っている子どもの負の部分を検討したときに、社会一般の自立の年齢という考え方とともに、個々の発達権の保障という意味で、この子たちをどういうふうにとらえたいのかという二つの視点が必要だと思います。

工藤委員がおっしゃった、一般的に何歳で区切るべきかという考え方は、多分具体的に提言をしていくときには求められると思うんですけども、個別性として、必要である子どもたちがいかに個別的にも保障していくのかという観点もぜひ添えていただきたいなと思います。

○庄司部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○網野委員長 オブザーバーとしてですが、ぜひ委員の先生方に今のようなお話の関連で問いかけたいんですが、この話し合いの中で、こういう方たちも自立支援ということで含まれるのかどうかということでお聞きしたいんです。例えば児童養護施設あるいは自立援助ホームというところを経験して、それでもなかなか越えていけないということがあった場合に、実はある方が2サイクルケアという言葉が使われるんですが、結局形では自立して、仕事を持ったり、結婚したり、時には子どもを生んだりしていても、またちょっと自分が安心して寄ることができる港に帰りたくなって、卒園したところ、あるいは自立援助ホームとかに戻る。戻るときの葛藤とかはいろいろあるでしょうが、でも、ただいまと戻ったりするときには必ず何かの援助を求めている。先ほどの言葉で言えば保護とか依存を求めている部分がどうもあるように思うんですね。

そうすると、ここに社会的養護のもとに育つ子どもたちの自立支援というのを、子どもということだけに絞って年齢をどこで区切るかということだけでなく、そのような子ども

として育った人たちがまだ自立支援を必要としている場合、例えばそういう方たちがある日入り込んできたときに、お帰りなさいと言える部分をこの考え方の中に入れるのかどうか。生きるエネルギーをもう一回回復するとか、自分を認めてくれる人がいるということで、また元気にそこからスタートできるという意味からいうと、子どもたち、あるいは子育てという言葉で言ったとき、大人育てかもしれないんですが、そこまでを視野に入れた子どもたちの自立支援ということも含めて考える可能性があるのではないかとちょっと思っているものですから。委員の先生方はいかがお考えでしょうか。

○山田委員 村井委員も網野委員長も、社会的養護の中で育つ子どもを見ていらっしゃるという意見を持ちがちだと思うんですが、社会的養護のもとで育つ子どもと普通の家庭で育つ子どもという何か二分法があって、普通の家庭に育つ子どものほうは、じゃあ、支援は要らないのかとか、例えば25ぐらいで両親が亡くなってしまう子どももいるだろうし、そういうのも考えますと、社会的養護のもとに育つ子どもだけが特別でというようにちょっと聞こえてしまうので、今回のテーマはそうですけども、それを次につなげる視点が必要だと私は思っております。

○庄司部会長 この専門部会は、今、山田委員がおっしゃったように、大きなタイトルは子どもたちの自立支援ということですので、社会的養護のもとにいる特別な子どもだけを考えるのではないと思うんですね。ただそうはいっても、現実に社会的養護のもとにいる子どもたちは、圧倒的な不利な条件にあるのではないかと思います。

そういった意味で、今年度はこの社会的養護のもとに育つ子どもたちの自立支援について、具体的に提言できることを整理して、その議論も踏まえて、来年度、もう一回少し広い視野で考えていく。もちろん社会的養護のもとに育つ子どもについても、今の議論のように、初めに思っていたよりも随分基本にかかわる提案もいただきましたし、今の御意見を十分踏まえつつ、ただ差し当たっては社会的養護のもとに育つ子どもたちの自立支援についての、具体的な提言について向けていきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○山田委員 今即答できるかどうかわかりませんが、例えば都の18歳になった人口のうちで、社会的養護のもとで育った人の割合というのは何%ぐらいになるんでしょうか。多分東京都の18歳の青年といった場合に、養護施設等で育った人と、東京で育て親元で住んでいる人と、他の府県から流入してきた人というふうに3種類に分かれるとは思いますが、大体何%ぐらいを占めているのでしょうか。私は社会学者なので、その辺を非常に知りたい。

○庄司部会長 多分それについての正確な数字というのは出ないような気がしますね。ただ、虐待の発生というのが大体1,000に1ぐらい、欧米では100に1ぐらいと言われ

ていますので、虐待と社会的養護との関係を考えれば、1%とかあるいはそれ以下だと思えますね。

○山田委員 単純に東京都の18歳人口を分母にして、施設を出た人を分子にした数字でも示していただければ、大ざっぱにつかめるとは思うので、次回にでもお示しいただければと思います。

○中山少子社会対策部計画課長 東京都の18歳人口がこれだけいて、多分10万人ぐらいいたと思うんですけども、そのうちの当該の施設等の出身者がどのくらいというデータは多分出せると思うんですね。ただ、人口の流動性もいろいろ加味しますと、推定値みたいなものは出せるかもしれません。これは事務局のほうで検討させていただいて、次回にそれらしきデータを出せるようにしたいと思います。

○村井委員 データの出し方なんですけれども、児童養護施設に入所している児童イコール、ニーズを持っている児童じゃないですよ。箱が決まっていて、空きがなければ入れないわけですから、もうちょっと山田委員の質問の意図を生かすようなデータの出し方というのをぜひ工夫願えますでしょうか。そうしないと意図している実態と違うというか。

○山田委員 わかりますけれども、多分ほかに数字はないと思うので。

○中山少子社会対策部計画課長 いろいろな要素を入れていかないと、ほんとうの実態に近い数字というのはわからないと思いますので、それは私どものほうで検討してみたいと思います。

○田辺委員 私は今回のこの社会的養護のもとに育つ子どもたちの自立支援というものの年齢制限は、まず二つに分けたらいいと思うんですね。養護施設にいる18歳、里親さんのところにいる18歳までというのを一つと、そこから出られた後の支援という部分で、その二つに絞ってというか、そのところに焦点を当てて進めていったらいいのではないかと思います。

○庄司部会長 ありがとうございます。

○工藤委員 昔の日本の社会って、何かハンディキャップを負った人間がたくましく生きていくというイメージが僕の中にはあるんですが、ところが今は、全般的にそこがひ弱になっているという構造がある。例えばハンディキャップがあって社会的養護が必要とされる。だけど、じゃあ、どう生きていくというときにはそれはバネにならないのかなのかという

問題で言いますと、ハンディが悪いのか悪くないのかちょっと難しい。

あともう一つは、18歳で切られるという一般の子育てと、逆に言うと、養護を必要とする子が18歳で出されてしまうというのは、これは差別じゃないのかということは考えられるのか考えられないのか、あるいはその辺に対して措置をとっていくことというのは、基本的に小さな政府なりをやっていくときに適用できるのか、じゃあ、それならば自立を高めるような行動というのを仕組みとして考えて、方向性はどうかという問題もあわせて考えていくようなこともあるのかと。

決して差別をしたいとは思わないんだけど、ハンディがあるということが、必ずしもマイナスであるという構造だけのとらえ方ではない推し進め方というのも、当然あっていいのではないかなと思うんですよね。もちろんそれでもすべてが拾えるとは思えないけれども、保護されることがかわいそうなことであるということがあまりにも進行し過ぎて、保護し過ぎたという側面というのはないのかなというのも、ちょっと考えるべき観点ではないのかなと思うところもあるので、教えてください。

○庄司部会長 もう少し具体的に言うかどうかで。

○工藤委員 僕は施設とかに、1泊2日の研修で職員を全員行かせたことがあるんですよ。この子たちお金を使ったこともないとか、面倒見られ過ぎているとか、自由があるのかなとか、いろいろなことを含めて帰ってきました。食材費がこれだけのものがあって、これだけだったら一般家庭よりはものすごくうまいものを食べそうだなみたいな問題から始まって、労働基準法の縛りでしょうが、1日は24時間なのに、8時間労働に対応するため、職員が3人も4人も1日で変わってしまう、そういうときに情緒というのは一体どうなるんだらうかという問題とか、いろいろありました。

この子たちがひ弱になる要素はないのに、何でひ弱というか自立できないのかなと考えたときに、小遣い一つとってみたって、自分で管理ができて使えるような仕組みや何かがあれば金銭ってどんなものかということも習得できるんじゃないかとか、それは一体いつからそんなことをするんだらうか、みんな管理されていていいんだらうかとかという問題。生きるということに関して、保護と管理というのが進み過ぎているところで、ある種の育ちが阻害されているという側面もあるんじゃないか。批判しているわけではないですが。

あるいは逆に言うと、江川委員たちが現場で随分長い間やってきて、18歳以上だって、とりあえずある程度面倒見ようではないかという支援センターの設立みたいなことも、ものすごく一生懸命やっている。いろいろなことをやったって、そのまま自立できない人間がいる。そこに対して一体どうするんだ。そういうような補助金がない中からやってきた御苦労というのを見ている。そういうものを総合的に考えて、一体どういうことが必要なんだということをおもって考えてみたい。きれいごとばかりここで言われていてもしょうがないと思うんですよね。

どうも僕が不満なのは、人間が生きていくというダイナミズムと施策というものがほんとうに共存しているのかどうなのかということも、ちょっと考えてみる必要があるのではないかというふうに思って、ちょっと憎まれ口を言ってみたんですけども。

○庄司部会長 そこを今、一步生きていく現実に施策を近づけられないかということで話をしているんじゃないですか。

○工藤委員 そうなんですけれども、ですから、そういうものもあわせて考えていかないと。自由性みたいなものですよ。例えば自立援助ホームみたいなものを含めつつ自由性みたいなもの、あるいはその枠内、当たり前のように養育できるような1つのシステムというものを変えていくことも必要なんじゃないかなと思ったり、職員数の配置といっても、8時間ずたずた労働みたいなものじゃなくて、もうちょっと別な方法が考えられるのではないかとか、そういうものをお考えになっていくことも必要なのかなと思っております。

○庄司部会長 その自立を支援していくためにどういったことが必要なのか。その8時間ずたずた労働ではないケアのあり方というのを考えなければいけない。そういったことはここで提言できるんじゃないですか。

○工藤委員 そうです。そういうような形が、いろいろ多岐にわたっていただければありがたいなと。ちょっと僕には整然とし過ぎて、抽象化が進み過ぎちゃって、何が何だかわけがわからないというところがある、頭が悪いのかもしれませんが。

○庄司部会長 言っていただきたいのではなく、主体的に言ってくださいね。

さっきの山田委員の提案なんですけれども、その心はどういうところですか。社会的養護のもとにある子どもの比率はどれくらいかということを求めましたよね。

○山田委員 例えば1%とか0.5%というような数に対してだったらできる施策でも、それが1割2割になったら果たしてできるだろうかというのを私は懸念しているところで、養護施設を出た子どもだったら使えるけれども、例えば20歳ぐらいで親が亡くなっちゃった人は使えないとか、いろいろ出てくると思うんです。今起きているのは、普通の家庭で育っているように見えながら、そこに格差が生じてきていて、その中で自立したくてもできないとか、親の養護を受けたくてもできないような青年が出てきているというのが大きな問題だと思うので。

○庄司部会長 わかりました。子どものほうもそういった虐待を受けて施設へ入った。だけど、施設に入っていないけれども、それに近い体験をする子どもはたくさんきつっていると思

いますし、社会的養護という制度を考えても、これも施設と里親だけが社会的養護なのか、その周辺って、すごくすそ野が広いですよ。そういったことも考えていきたいと思います。

ほんとうは今日は、この2の社会的養護における自立支援についてもう少し議論したかったんですけども、こういうもとなるところを議論しておかないと進まないということもありますし、また大変勉強になるところもありました。

一応こういった形で整理していただいております。この中身は基本的にここで話されたことを整理しておりますので、全然おかしいということはないと思いますが、切り口とか、足りないところとか、あるいはとらえ方が違うとか、そういったところはあると思います。ちょっと時間がないので、思いつくままに2の社会的養護における自立支援について、先ほどの議論の中で触れたこともあるかと思いますが、お話ししたいと思っています。

僕としては(2)自立支援に必要なことのイの①で、就職して施設を退園後、職場不調などにより転職を繰り返す者が多いというふうになってはいますが、これについてのデータはあるんですかね。経験的にはすごくよくわかる感じがするんですけども、施設を退園した後、あるいは里親のもとを離れた後の子どもの状況というのが見えないような気がするんですね。だれかご存じですか。

上がってくるのは、うまく社会適応できなかった子どもだけのような気もします。そういった環境で、僕の知っている人で社会的に立派に自立していった人もいますし、どういう条件があれば、もちろん今の環境は一般論としては変えなきゃいけないところはたくさんあると思いますが、どういう条件が自立を支えていくために必要なのか。

○江川委員 転職ということをどう見るかということ抜きに、転職イコールマイナスという、もうそういう時代じゃないなということをお願いです。

それから、実は今日行って来た養護施設の中で議論した話なんですが、養護施設を高校中退で出た子どもが就職支度金というのを受け取るんですが、その子の就労形態が正社員であるか、パートタイマー・アルバイトであるか、もしくはフリーターっぽいかどうかで、まさか今、この時代にはもうそんなことはないだろうと思っていたら、あにはからんや正職員かどうかという問い合わせが入ったと。時代感覚がないんじゃないかなと思いますね。

正職員だろうが何だろうが、今生きていくためには食べていかなきゃならない、働かなきゃならないので、特に高校中退や中卒の子どもたちというのは、幾つもかけ持ちをして生きているわけです。その人たちは正社員じゃないから支援が要らないのか、就職支度金が要らないのか、そんなことはあり得ないと思いますし、転職をすることがマイナスだとするならば、養護施設の職員なんて2、3年でやめていっちゃいますから、そういう転職者ばかりがいるような現場に子どもがいるということ自体がシステム虐待になってしまうかと思うんですけども、そういった意味では、転職も全然悪いことではないので、職場不調で転職ということがデータとしてどんな価値観を表現することになるかということについては、シビアでありたいなと思いますが。

○庄司部会長 そういったことも踏まえて、何か資料はありますか。

○中山少子社会対策部計画課長 事務局で第1回目に用意させていただいた資料の中で、これは平成13年度なんですけど、都社協の児童部会が児童養護施設退所児童の追跡調査とやっているんですね。平成13年度に就労自立をした145名についてのその後の状況調査をしたものです。

これは資料を既にお配りしてあると思いますので御覧いただきたいんですが、その中で転職の回数というのが出ていまして、1回転職したという方が一番多くて36%、2回以上の複数回転職した者が全体の24%であったということでもあります。

○庄司部会長 ありがとうございます。転職の意味も考えなければいけない。

○工藤委員 それは就職した人間というか、江川さんがおっしゃったような、例えばフリーターというか、アルバイトをやってとかいうものの数はカウントされないんですか。

○中山少子社会対策部計画課長 就労して自立をした145名の追跡調査ということでございます。

○庄司部会長 就労ということで施設を離れた場合は、これは正規職員として就労したということでしょうかね。

○江川委員 データでは、正社員、パート・アルバイトと、145人の分布も書いてあります。

○中山少子社会対策部計画課長 正社員が67.6%、アルバイトが25.4%であったということです。

○庄司部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○福田委員 二つの提案があります。一つは追跡動向調査を今後10年20年にわたって続けていただきたいということ。その動向調査の中で、施設を出た人でもハングリー精神で伸びる人や、能力に恵まれず挫折する児童がいます。それらを数的に把握する方法がないのでしょうか。もう一つは、能力云々を言う前に、この審議会で語られてきたように虐待を受けたことによる精神的ケアを必要とする児童が多いということですよね。これは専門家によって支えられなくてはいけないのに、実際は職員で対応しているということですよね。

虐待を受けたことにより精神的に問題があつてなかなか能力を発揮できない児童を今後、自立支援ホームの中でどのように支えていくかが新しい局面で大きな課題だと思います。

児童の意見や職員の考え方を取り入れて、今後の10年20年の施策の中で支えていく展望が必要だと思います。

○庄司部会長 長期的に見ていくことはほんとうに不可欠なことだと思います。ほかにかがでしょうか。

○大谷委員 資料3の1ページの一番下のほうに、社会的養護のもとにある子どもに就労体験の場を提供する企業が少なく、子どもの選択の余地が少ないという記載があるんですが、その横に、それを増やすために、長期的に見て企業にメリットがあることが必要ではないかと。これは確かにあり得る可能性のお話だと思いますけれども、企業にとってのメリットというのは一体何なのかということになると思います。やはり企業というのはお客様から信頼され、例えばモノを売るのであれば、その商品がしっかりしたものであったり、安全であったりとか、そういった形でお客様の信頼にこたえていくということがとても大切なことだと思いますので、そこにつながるようなメリットであれば非常に効果的なお話になると思うんですけれども、そこ少し外れた関係でのメリットというのは、お子さんたちに選択の場を増やすというためのことであっても、なかなか長続きはしにくいんじゃないかという気がいたします。

もう1つは、企業側にとってのメリットと同時に、ほんとにそのお子さんたちがそこに就職されてよかったなと思える、あるいは企業にとってもそのお子さんたちに来てもらってよかったなという形でないと、本質的には事はおさまらないのかなと。これはきれいごとでもなくて、やはり長続きして、そういう関係がずっと続いていくという上では、かなり不可欠に近い要素ではないのかなという気がしますので、さっきおっしゃったように、そういう方向に向けた施策なりみたいなことの検討が当然必要になってくるのかなと、こんな気がしております。

○庄司部会長 ありがとうございます。

○工藤委員 江川委員に聞きたいんですけども、この社会経験をするような企業は誰が見つけてくるんですか。子どもがそうやって企業に行つて体験をするという格好になりますよね。その企業は誰が見つけてくるんですか。

○江川委員 前回の金子運輸さんみたいなことですね。

○工藤委員 それもそうですし、例えば施設として体験をさせてやりたいなと思うとしま

すね。その場は誰が確保してきているのか、あるいはこういう公的な機関ができますよといって流れをつくっていくのか、諸施設ごとに地域で獲得していくのかとかいうのは、どこがやっているんですか。

○江川委員 もちろん全部手作業だと思います。具体的に言えば、例えば中学生や高校生が、養護施設にいて実習をしたいと思っているときに、一番手っとり早いのは施設に出入りする業者をお願いするということですね。ガラス屋さんであるとか、水道工事の人であるとか、3日でもいいから、1週間でもいいから、この子に社会経験をさせてくれよと、授業料ぐらい払ってもいいからというようなことで。それ以外には、地域の企業や、今までの前例で卒園生がうまくやれたところとか、そういうところからの紹介ということにぐらいしかありません。

ですから、完全に手作業であるし、それをつなぐというための専門の職員というのが、今いろいろ配置はされているんですけども、それに専念するということはできないので、兼務するという形で職業支援を試みたり、職場開拓をしたりしていますけれども、そういう状況ですね。

○工藤委員 そういう体験をさせよう、それで何か自立させようと思ったにしても、そういう諸施設の専従者が、セールスに行って説明をして、相当な苦勞をしながら企業さんを開拓してこなければ、多分そういう実習先というのは確保されないと思うんですね。

その点、自分のところは四十数カ所の企業さんが1対1の研修というのを受け入れてくれていますけれども、基本的に例えばそういうシステムが諸施設にあれば、もっと就労定着率、あるいは地域で育てられるような仕組みというのがもう少し拡大するような気がするんですけども。何かこの辺で例えば提言するとすれば、そういうような就労であるとか地域で育て上げるような仕組みというものに、アテンドするような何らかの人員であるとか、施策援助であるということを試行できるような方向性のものがあったら、少しは進むのではないかと思うんですね。

○江川委員 最近、ハローワークで養護施設児童を積極的に受けますという通知が参りましたが、詳しい方がいらっしゃいますか。養護施設コーナーができたんだと。今までいわゆる障害のある就労する人のコーナーはありましたけれども、それから学卒といって中卒の専門のコーナーもありましたが、今後は新しく養護施設卒園児童を対象にしますというのが、ハローワークから通知が来たんですが。

○庄司部会長 ちょっとそれも調べてきていただきたいと思います。

○江川委員 そういった施策で出てきたことは、非常に素晴らしいことだと思っています。

○庄司部会長 工藤委員の御指摘などは、この論点整理案では、視点・現状・問題意識があって、その対策とか提言がありませんので、そこに入れていくことができるのではないかと思います。

それでは、どうもありがとうございました。最初事務局が想定したほどには進まなかったかもしれませんが、今日はもう時間ですので、この議論も整理していただいて、次回以降の審議を進めていきたいと思います。

次に今後の進め方について確認をしていきたいと思います。事務局でスケジュールをつくっていただいております。資料12ですね。説明していただけますでしょうか。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、今後の審議予定ということで、資料12になりますが、事務局の案でございます。テーマに沿いまして、本日まで3回、議論を重ねていただいておりますけれども、私どもとしましては、この社会的養護のもとに育つ子どもたちの自立支援というテーマに対する「中間のまとめ」を、できれば来年の2月までにまとめていただくと大変ありがたいと思っております。

そこまでにたどり着く間に、先ほどもお話にありましたが、企画起草委員会というものを設置していただきまして、その場で具体的なまとめをしていただきまして、それを専門部会へ報告、了承いただいて、最終的には本委員会で御承認いただく、そんな手続きを考えてございます。十分な議論をお願いしたいと思っております、3回にわたって企画起草委員会で御検討いただきたいと存じます。

今後の予定になりますが、来月11月に第1回の企画起草委員会を設け、12月に第2回目、1月に第3回目の企画起草委員会で大体の案をまとめていただきたいと思っております。その後、第4回専門部会に御報告いただいて、検討していただき、その上でまとまった案を来年2月を目途に第3回本委員会で御報告いただいて、本委員会での「中間のまとめ」の決定について御議論いただければと思っております。

以上でございます。

○庄司部会長 ありがとうございました。

そういったことで、次回から企画起草委員会ということで、より具体的な施策の方向についての審議を行い、「中間のまとめ」に向けていきたいと思っております。

そこで、この専門部会は12人の委員の方に入っていただいて審議を進めてまいりましたが、今後、この企画起草委員会では少し実務的、実質的な起草の作業に入っていくことから、少し人数を絞って進めていけたらと考えております。企画起草委員としては、私自身を含め、児童福祉の分野から村井委員と渡辺委員、児童福祉の現場で自立援助の活動を行っている江川委員、民間の立場で自立支援の取り組みを続けていらっしゃる工藤委員、また網野委員長にオブザーバーとして入っていただく、そんなふうに考えております。

ということで、一応6人でスタートして、必要に応じてほかの委員の方にも御参加いただく形にしたいと考えておりますが、あるいは今の時点でぜひ参加したいという方がおられれば、ぜひと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、以上のような形で進めていきたいと思います。また、今日この論点整理案を十分に議論できなかったこともありますので、これを踏まえて、御意見があれば事務局のほうにぜひお伝えいただきたいと思います。

○江川委員 資料11についての検討がなかったんですが、ちょっと発言したいことがあるんですが。

○庄司部会長 どうぞ。

○江川委員 最初から言おう言おうと思っていたんですが、資料11のページ目、自立援助ホームのところですか。これは第2回の専門部会でも同じ文言で配付されて、そのときも言おう言おうと思っていたんですが、第1回の専門部会での私の発言からのピックアップで、自立援助ホームは少人数であるがゆえに、一つ間違えば虐待等の確率が高いというふうに断言してしまっています。速記録を見ると、「家庭的な雰囲気ですわねというんですけども、家庭的な養護の推進ということが、一つ間違えればスタッフもしくは私、江川から不適切なかかわり、虐待を受ける確率が高いと思います。そのために自立援助ホームではトレーニングがすべてと思っているぐらい職員のトレーニングにはお金をかけています」ということで、確かにそういう発言をしています。この第1回の専門部会は、実は2泊3日の研修をトレーナーとしてやってきて、そのホットな気持ちで来たところで、トレーニングがどれくらい必要なのかということと、里親養護や自立援助ホームのような小さな家庭的な養護の職員に対するトレーニングがとにかく必要であるということと言いたかったのが趣旨なので、自立援助ホームは虐待を受ける確率が高いところだけを拾っていただくと、多分これだけがひとり歩きすると思うので、江川は自立援助ホーム仲間から袋だたきに遭うと思うので、遭ってもいいんですけども、表現を変えて、トレーニングの重要性、もしくは家庭的養護の推進という部分における盲点というか、少人数だったら何でもいいんですよということは非常にアバウトであるということと言いたかったので、ちょっと適切な表現に変えていただければと思います。

○中山少子社会対策部計画課長 ただいまのご発言を踏まえまして、適切な形にまとめさせていただきます。

○庄司部会長 それでよろしいでしょうか。

それからこれまで議事の取り扱いについて、専門部会は議事録を公開していますよね。

○中山少子社会対策部計画課長 福祉保健局のホームページ上で原則公開ということですので、議事資料についても公開の対象となっております。その上で申し上げたいことがございます。

今後の審議は企画起草委員会で検討を重ねるということですが、企画起草委員会での審議の中身は、社会的養護のもとに育つ児童の状況をかなり踏み込んだ形で検討をしていくことが予想されますので、プライベートなこともしばしば出てくるかと思われます。また、企画起草委員会の議論の過程を公開し、外部に出ていくことによって、余計な誤解を与える可能性があるということも懸念されるところです。前期の審議会では保育がテーマだったのですが、企画起草委員会の議論の過程は、プライバシーの保護等の観点から、外部への公開はしないという形をとらせていただきました。ただし、その企画起草委員会で検討した事項については、専門部会に報告するという形で取り扱いをさせていただきます。今回も同じような形で取り扱いをいたしたいと思っているところでございます。

○庄司部会長 今、説明がありましたが、企画起草委員会での会議の中身、資料については、その委員会の中限りのこととして、そこで検討している事項について専門部会に報告するという形でよろしいでしょうか。

それでは、先ほど企画起草委員会のメンバー、それから会議と資料の取り扱いについて確認をさせていただきました。

次回は企画起草委員会を11月の半ばに予定しておりますが、また事務局のほうから日程等について連絡させていただきます。

ここで一つ提案なんですけれども、これまで自立を支援する立場から御意見をいただきました。次に、日程的にも少し厳しいかなというふうにも思うんですけれども、今度は視点を変えて、援助支援を受ける立場からの御意見もいただければと考えていました。例えば児童養護施設を卒園した子ども、あるいは里親のもとで育った子どもなどが考えられますが、いかがでしょうか。

可能ならばということになるかもわかりませんが、事務局のほうで調整していただきたいと思います。

それでは、本日はこれで閉会させていただきます。長い時間にわたりありがとうございました。

閉会